

## 凡 例

1. 本目録には、「鴨川町文書」、「鈴木祐司家文書」、「笛子廣家文書」、「荒井太郎家文書」、「潤間権八家文書」、「千葉県漁業関係文書」が収録されている。本史料は、1949年12月、水産庁の委託により財団法人日本常民文化研究所が全国の漁村史料を調査した際、借用・収集したものであり、水産資料館時代に整理され保管されていたものである。その後、委託事業の終了とともに水産庁水産資料館にそのまま保管され、この資料館の廃止にともない、水産庁中央水産研究所の管理下に移管された。文書名は、水産資料館時代の旧整理時（1974～1979年）の銘によるものでそれを踏襲している。
2. この目録の分類は、基本的には旧整理（昭和49年度水産資料整備委託事業）の方法を尊重し、95年次整理による整理番号及び新目録番号が付されている。
3. 本目録の配列は、新目録番号順（年代順）になっている。新目録番号は今回の目録発刊に際し、整理番号を検討・校合の結果付されたものであり詳細は次の通りである。
  - (1) 95年次整理番号は、通番号方式ではなく枝番号方式を採用し、1段目は旧整理番号をそのまま継承している。新目録番号においても同様な方式を採った。
  - (2) 標題や目録の内容については、全て原文書より新たに取り直した。
  - (3) 旧整理の際、同一封筒に収納された複数文書や、綴状の文書についても1点ずつ目録を取り直した。それらは、旧整理番号の下に枝番号を付けて配置した。
  - (4) 文書史料中に挟み込まれていたり貼付されていた文書、更には括り付けられた文書に至るまで、作成時・作成者・文書内容などが独立したものと判断される場合は、別個の史料として枝番号を付し目録を取った。
  - (5) 綴の年代は、原則として綴じ込まれている文書のうち最も古いものを以て代表させ、整理袋中の文書には枝番号を付し1点ずつ整理した。また、本目録の編集においては、綴のトップ行に（ ）を付し文書の概略を記している。
  - (6) 備考欄には基本的に各欄では対応できない補足説明を記入した。
4. 記入の形式は次の通りである。
  - (1) 新目録番号3桁（枝番号方式）、年号（和暦）、西暦、干支、閏、月、日、標題、作成、宛名、形態、数量、整理番号3桁（1995年次文書整理番号）の順に収録している。
  - (2) 年号（作成日）は、和暦と西暦を並記しているが、推定年の場合は、和暦に「（ ）」を付した。また、史料が「写」の場合は、必要に応じて元の文書の作成日付を以て作成日とした。

(3) 「標題」欄の記入は、原則的には次の通りである。

史料の一点ごとの標題は、文書に記入された文言を出来る限りそのまま表記することを基本とした。

①( )内には、内容を簡略に示した。

②標題のない史料については、内容のみ( )を付して略記した。

(4) 「作成者」及び「宛名」欄の表記は、原則的に次の通りである。

①作成者や宛名が複数の場合には、その間を「,」で区切った。

②住所と氏名が改行して書かれている場合は、一文字分の空白でそれを示した。

③肩書と氏名のように同一行にありながら、区分が認められる場合には一文字分の空白でそれを示した。

④作成者印は形態に基づき印、図などとした。

(5) 「形態」欄は、現形態（現在の状態）とし、以下の通りである。

堅紙・折紙・切紙・継紙・切継紙・縦帳・横帳・横半帳・巻子・単票（印刷物）・帳面・綴・仮綴・便箋・葉書・電報・封筒・新聞・書籍・鋪・その他。（単票以下は主として近代文書が多い）

(6) 「数量」欄の( )内の数字は、綴の中の総点数を示す。

(7) 欠損文字については、字数が明らかなものは□で、不明のものは□で表示した。

(8) 文字は常用漢字を基本としているが、適宜旧字も用いている。

(9) 原則として史料中の人名は敬称を略した。

5. 解題中に、参考史料として示した番号は、全て新目録番号である。また、地図や住所は採訪時のものを記載している。

6. 本文書の整理、本目録の作成は、下記の者が担当した。

岩田みゆき・及川清秀・大嶋千恵子・織田洋行・越智信也・芝崎浩平・白水 智・鈴木江津子・寺尾英二・森本仙介

（文責 鈴木江津子）